

スポーツ合宿誘致事業補助要綱

1. 助成概要

この助成要綱は、稚内市において実施される各種スポーツ合宿団体に対して行う助成内容を以下の通り定めるものとする。

2. 助成対象

- (1) 構成団体人数が 5 人以上で、本市において 2 泊以上の合宿を実施した稚内市以外の団体
- (2) 前項の規定に関わらず、特に会長が認める団体（構成団体人数が 5 人以下又は、2 泊以下の場合等）

3. 助成内容

(1) 宿泊費（宿泊費に対して助成を行う。）

- ① 一人当たりの助成単価×団体人数×実宿泊日数で算出する。

※上限額を超えた場合については上限額とする。

※公共施設の定員超過及び団体の事情等により、民間施設と併用する場合は、民間施設宿泊上限額とする。

※支払いは、原則として協議会より直接宿泊先に支払うものとする。（正当な理由がない団体への直接支払いは行わない。）

	公共宿泊施設 (少年自然の家他)	民間宿泊施設 (旅館、ホテル等)
助成額（1人当り）	@1,500 円	@3,000 円
助成上限額	200,000 円	250,000 円
助成計算式	1人当助成額×団体人数×実宿泊数 (助成上限額を超えるものは上限額とする。)	

ただし、民間宿泊施設を利用する道外からのチーム助成については、上限額を 50 万円とする。

(2) 栄養費（宿泊中における栄養費に対して行う。）

※栄養費＝スポーツドリンク、地元特産物等の現物支給

- ① 宿泊延べ宿泊数による。

※宿泊日数＝参加人数×宿泊数

延べ宿泊数	支払額
50 泊以下	20,000 円
51 泊～100 泊まで	25,000 円
101 泊～200 泊まで	30,000 円
201 泊～300 泊まで	35,000 円
300 泊以上	40,000 円

(3) 講習会開催による謝礼

- ①合宿期間中に、本市スポーツ団体に対して合宿実施団体の指導者等が行う競技講習会（実技指導等）や講演会等を実施した場合による謝礼

- ②講習会等の実施団体が大学以下であっても、その指導者がプロの場合はプロが実施したものとする。

実施団体	謝礼金額
高校以下	20,000 円
大学	30,000 円
社会人・プロ	40,000 円

(4) 移動用車両賃貸

- ①実施団体の移動（送迎等）のために民間バス等を借上げる経費